

令和6年度船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金

物価高騰対策として、燃料費高騰の影響を特に受けている貨物自動車運送事業者等の事業継続を支援するため、令和4年度、5年度に引き続き、市独自の助成金を交付します。

助成額

対象車両の保有台数に応じて交付します（1者あたり200万円が上限）。

車種	1台あたり助成額
大型	6万円
中型	3万円
小型	2万円
軽	1万円

《車種定義》

① 一般貨物・特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業

車種	定義
大型	車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上の普通自動車
中型	車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満の普通自動車
小型	上記以外の普通自動車・小型自動車
軽	軽自動車

② 一般貸切旅客自動車運送事業

車種	定義
大型	車両の長さ9m以上又は旅客席数50席以上の車両
中型	大型及び小型車以外の車両
小型	車両の長さ7m以下かつ旅客席数29席以下の車両

助成対象となる車両

自動車検査証の記載事項が、以下の要件を全て満たす車両

- ※ 塵芥車、霊柩車、被牽引車（トレーラー）、二輪自動車は対象外となります。
- ※ 一般貸切旅客自動車運送事業においては、他の旅客自動車運送事業に用いる車両は対象外となります。

自動車検査証の事項	要件
登録年月日	令和7年1月1日以前
自動車の種別	普通自動車、小型自動車又は軽自動車
用途	貨物又は特種 ※一般貸切旅客自動車運送事業の場合はこの限りではない
自家用・事業用の別	事業用
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	船橋市内 ただし、申請者が市内に本店を有するものにあつては、当該車両の本拠の位置が千葉県内である場合には対象とする（注1）
有効期間の満了する日	申請日時点で有効である車両

（注1）ただし書きに該当する場合であっても、令和6年度中に、当該車両の本拠がある市区町村から当該車両の燃料費高騰に対する助成金等の交付決定を受けている車両、又は本市より交付決定を受けた日から6月以内に当該決定を受ける見込みのある車両については、対象外となります。

助成対象者

以下の要件を全て満たす者

- ① 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは貨物軽自動車運送事業の届出を行っている、又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること
- ② 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業者であること。
- ③ 令和7年1月1日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- ④ 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、立入等の調査に応じること。
- ⑤ 政治団体若しくは宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。

申請書類

- ① 船橋市貨物自動車運送事業者等燃料費高騰対策助成金交付申請書（市ホームページからダウンロード可）
 - ② 交付申請する**助成対象車両全ての自動車検査証の写し** ※令和 5 年 1 月以降に交付された電子車検証については**自動車検査証記録事項の写し**も提出してください
 - ③ **一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業**の許可を受けている、若しくは**貨物軽自動車運送事業**の届出を行っている、又は**一般貸切旅客自動車運送事業**の許可を受けていることを確認できる書類（許可書、届出書の控え等の写し）
 - ④ 助成金を振り込む金融機関の**預金通帳の写し**又はこれに準ずるもの
 - ⑤ 一般貸切旅客自動車運送事業（観光バス）の用に供する車両にあつては、一般貸切旅客自動車運送事業経営許可申請書に添付する**事業計画・事業施設概要書の写し**又はこれに準ずるもの
 - ⑥ 申請者が市内に本店を有し、助成対象車両の本拠の位置が市外（千葉県内に限る）である場合は、**商業・法人登記に関する履行事項全部証明又は法人登記簿謄本の写し**（発行から 3 月以内のものに限る。）
- ※ 以上に加え、**申請人と別名義の振込先口座を指定する場合のみ、委任状（委任者の押印が必要）**
- ※ 各書類とも、**鉛筆・消せるボールペンでの記入、修正テープ・修正液等による訂正がある場合は無効**になります。ご注意ください。

申請方法

オンラインでの申請方法

下部にある二次元バーコードからアクセスし、手順に沿ってご入力ください。

なお、オンライン申請の場合、申請書は不要ですが、添付書類（申請書類②～⑥）のスキャンデータを提出いただきます。あらかじめ、文字が読める程度に鮮明な画像データ（jpg、PDF 等）をご用意ください。

郵送での申請方法

申請書類一式を船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25）あてに郵送してください。

受付期間

令和 7 年 1 月 27 日（月曜日）から令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）まで（郵送は必着）

その他注意事項

- 本助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠書類等については、交付決定後 10 年間保管するようお願いいたします。
- 本助成金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、加算金及び延滞金を加算のうえ、返還していただきます。

問い合わせ先

船橋市商工振興課

Email : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp TEL : 047-436-2474 受付時間 : 平日 9:00～17:00



市ホームページURL
(助成金の詳細、申請書データダウンロード等)



オンライン申請ページURL
(スマートフォン・タブレットからアクセス可)